平成２２年（フ）第９６１７号
東京都多摩市馬引沢２丁目12番３号
破産者　瀧田酒販株式会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６１８号
東京都日野市大字日野782―102
破産者　瀧田　明博
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６２２号
東京都新宿区早稲田鶴巻町549番地
破産者　土田運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６４１号
千葉県印西市木刈６―21―12、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市都筑区見花山１番25号
破産者　有限会社ツヅキ総合設備
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６４２号
千葉県印西市木刈６丁目21―12
破産者　川口　　努
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６６３号
東京都青梅市新町３丁目16番地の14　木蓮屋ビル２階
破産者　有限会社マック
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６７０号
東京都新宿区新宿６丁目12番５号
破産者　エンタドライブ株式会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６７１号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目34―５―403
破産者　久永　智之
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１０号
東京都墨田区太平１―27―８―211、住民票上の住所東京都江東区東陽４丁目12―20―1428
破産者　上田麻依子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２２５号
埼玉県川口市東川口６丁目24―40―Ⅵ―203
破産者　相嶋　久子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７５０号
東京都江東区東陽４丁目７―17―506
破産者　亀山　千絵（旧姓西村・松下）
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９３０号
東京都豊島区池袋本町１丁目７―１―402
破産者　藤井　達也
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０２４号
東京都練馬区関町北４丁目２―13―201
破産者　伊藤　和子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１０６６号
埼玉県草加市旭町６丁目14―45―404
破産者　盛合　辰徳
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１２３号
東京都荒川区西日暮里２丁目46―４―402
破産者　日野順子こと　朴　　順子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１２４号
東京都荒川区西日暮里２丁目46―４―402
破産者　日野春恵こと　具　　春恵
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２６３号
東京都江東区亀戸５丁目32―８―302
破産者　亀田　正明（旧姓福田）
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４１２号
東京都杉並区上荻１丁目24―12―703
破産者　工藤　玄希
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４９９号
埼玉県川越市大字藤間802―20
破産者　北原　厚子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６号
千葉県松戸市上本郷2885―１　アフタヌーンクロダＰａｒｔⅡ―102号室、開始決定時の住所千葉県松戸市南花島４丁目61番地の３ラ・アトレ松戸203号
破産者　窪川　幸司
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４４４号
千葉県松戸市樋野口570番地３
破産者　株式会社テイクオフ
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１９０５６号
埼玉県越谷市大字袋山609番地３　伊沢ビル１階
破産者　株式会社伊沢工務店
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部